

一般社団法人宇治高齢者事業団  
〒611-0041 宇治市槇島町外 1-21  
Eメール  
uji-koureisya@iris.eonet.ne.jp

じぎょうだん つうしん  
事業団通信

宇治高齢者事業団  
機関紙 第 5 号  
発行 2015 年 12 月 8 日  
電話 (Fax) 774-21-6685

## 屋外作業 仲良く、楽しく、元気に 剪定作業も「素晴らしい」と好評です。

屋外作業班は、草刈りや庭木の剪定などと連日頑張っていたいただいております。なかでも剪定作業の受注もたくさんいただいております。

事業団員による剪定作業は、下写真のように「素晴らしい」と大好評です。

過日も「先日は庭の剪定にて大変お世話になり、誠にありがとうございました。きれいにしていただき、気持ちよく眺めております。こころばかりではございますが、柿をお送りいたしますので、ご賞味いただければ幸いです。これから寒さに向かいます折柄くれぐれもご自愛くださいますようお願いいたします。」

との御礼のお手紙をいただいております。



写真は、高齢者事業団「屋外作業班」の選定作業です。見事な出来栄えと好評です。

## 日雇労働被保険者の求職者給付問題について

11月25日（水）午後、京都労働局・職業安定部職業安定課・吉田誠・課長補佐（地方雇用保険監察官）、宇治公共職業安定所（ハローワーク宇治）より、杉村俊哉・次長、安藤公一・雇用保険課長が来られ、梅原、玉井、加藤の三名で対応させていただきました。

要件は、「日雇労働被保険者の求職者給付について」この間、ハローワークに張り出されたビラの内容の説明に来られたとのことでした。

当日説明を受けた貼りだされたビラの内容は以下の通りで、以下に説明内容と質疑の内容の要旨を整理して掲載させていただきます。

### 京都労働局・公共職業安定所（ハローワーク） 貼りだされたビラの内容

日雇労働被保険者を雇用しておられる事業主の皆様へ

日雇労働被保険者の確認について

雇用保険において日雇労働者とは、日々雇用される者及び30日以内の期間を定めて雇用される者を指しますが、この定義に該当するか否かの判断は、単に雇用契約の形式により行うのではなく、当該事業所における雇用慣行、当該事業において同様の条件で雇用される者の雇用実態、その他の労働条件等も勘案して、公共職業安定所長が判断します。また、当初は、日雇労働被保険者に該当していた者も、要件①前2か月の各月において18日以上同一の事業主の適用事業に雇用された場合 要件②同一の事業主の適用事業に継続して31日以上雇用された者のいずれかに該当した段階で、原則、日雇労働被保険者と扱うことはできませんので、一般被保険者への切り替え手続きを行ってください。

<質疑内容>

**\*質問** 宇治高齢者事業団・「当事業団は、30年にわたって適法事業所として貴職より判断をいただき、内容を全て報告し、適正、厳格に運営してきた。なぜ今日、説明に来られたのか理解できない。」

**説明** 宇治公共職業安定所・府内、福知山などにおいて3億円の不正受給があり、返還請求がされた。このような中で会計検査院より指摘があり、法の趣旨に照らして制度を適正に運用する必要があるため、全事業所に対し調査を実施しております。つきましては、日雇労働被保険者を雇用する事業所に対し、「適用が認められない者」と判断される場合は、上記調査が終了する平成27年12月末を目途に、一般被保険者の要件を満たす者について順次切り替えをお願いしておりますのでご了解ください。調査実施は、府内70、宇治管内27カ所の事業所全てを訪問して説明しています。事業団は、問題なく運営していただいているが、会計検査院が調査し指摘すれば返還せざるを得ない場合もあると考えています。

**\*質問** 宇治高齢者事業団・この制度は、高齢者事業団の運営を支え、高齢者が意欲を持って就労するために大きな役割を果たしてきた。切り替えにより大幅な収入減となり生活にも支障が出てくる。今日まで適法との判断をされてきたのだから継続する根拠があると思っているが。

**説明** 宇治公共職業安定所・今日まで判断してきたが会計検査員より指摘があれば、納得させる自信はない。早急に判断願いたい。判断は12月末か遅くとも年度内である。適用事業所を返上されるなら来年度の調査団体から外れるかもしれないが、過去の支給団体までの調査となれば過去2年間の返金が求められる事になるだろう。

**\*質問** 宇治高齢者事業団・安倍内閣は、「一億総活躍社会」の実現に向け平成27年10月29日に第1回会議を開催。塩崎厚生労働大臣は、「一人ひとりの日本人、誰もが、家庭で、職場で、地域で、生きがいを持って、充実した生活を送ることができること」健康寿命の延伸と高齢者等の経済的自立を支えることで、「生涯現役社会」を実現する。と高齢者の年金を含めた所得全体の底上げ・高齢期の多様な就労機会の確保など一億総活躍社会の実現に向けて、厚生労働省として、加藤大臣としっかりと連携して取り組んでまいりたいと思います。』と決意されている。このような中で、雇用保険制度の適正化の名のもとで押し付けようとしている状況は、全く逆行するものといえるが。

**説明** 宇治公共職業安定所・言われる事はよくわかるが、本省からの指示なのでこちらで判断できるものはない。

**\*質問** 宇治高齢者事業団・本日説明をいただいた内容は、初めてのことなのでこちらも整理したうえで判断させていただきたい。今後の問い合わせ等の窓口は。

**説明** 宇治公共職業安定所・宇治公共職業安定所（ハローワーク宇治）の杉村俊哉・次長が対応する。

## 雇用保険法は、失業保険法を吸収して制定された法律

### 宇治公共職業安定所（ハローワーク宇治）へ制度継続へ要望していきます

ご承知のように雇用保険法（昭和49年12月28日法律第116号）については、「昭和22年（1947）に制定された失業保険法（昭和22年12月1日法律第146号）に代わり、被保険者が失業した場合に、失業保険金を支給して、その生活の安定を図ることを目的として制定された日本の法律である。」（出典：フリー百科事典『ウィキペディア（Wikipedia）』）またブリタニカ国際大百科事典 小項目事典の解説では、雇用保険法について「1947（昭和22年）年、失業労働者の生活の安定をはかるために失業保険法が制定されたが、その後の経済社会の変動に伴って生じてきた雇用構造の変化などに対処するため失業保険法を吸収して制定された法律。」と明記されています。

雇用保険法は、失業保険法を踏襲したものであり、失業保険法時代の権利を引き継いだものと理解します。そのために我が事業団が30年に及ぶ適用事業所として継続判断されてきた事と考えます。

制度は、高齢者が夢と希望をもって元気に働く上で重要なものであり、国、府、市や市民、団体から受注した業務を安くてより良い喜ばれる仕事を提供できるためには必要な制度と考えます。引き続き制度継続へ要望していきます。

## 第5回労使協議会 11月25日午後開催

### 「組合年末職場要望書」「ハローワーク問題」他で

第5回労使協議会が11月25日に事業団より梅原代表理事、玉井理事、加藤理事、労働組合より中村崇・建交労京都支部執行委員長、女坂副分会長、小林副分会長、山本潔分会書記長、木谷執行委員が参加して開催されました。

会議では、最初に11月16日付けで提出されていた「建交労京都支部宇治分会の要望書」に対する回答を以下のとおりされました。

回答は、①年末一時金について要望通り支給する。②廃止された運転手当のうちダンプ特殊車の回復措置について「これまで支給していた運転手当の財源は、全て今回の時間単価増額に加算して改定させていただいた。もう少し検討させていただきたい。」と回答。

さらに11月25日(水)午後、京都労働局・宇治公共職業安定所(ハローワーク宇治)より「日雇労働被保険者の求職者給付の説明内容」について報告。協議しました。

また、業務が激減する屋外作業の冬季対策について、1日の勤務時間の短縮を提案させていただきましたが、大幅な減収となることから昨年のような家屋整理やトイレ観光業務での仕事確保など含めて激減緩和に努力するとともに屋外作業現場と協議していく事としました。

#### もちつき大会への協力をお願い

また左記のチラシのように、今年も年末もちつき大会を12月26日(土)午前9時から開催します。

各職場から要員の参加協力をお願いしました。ご家族の方含め多数の参加をお願いします。参加協力者には、お客様よりいただいた見事な大枝の柿他をもらっていただく予定です。

**2015年**

# もちつき大会

つき手



こね手



まるめ手



**大募集**



**我が家のお鏡さんを作ろう!**

日時：12月26日(土) AM9:00~12:00  
場所：事業団 事務所前  
参加費：無料  
(雨天決行)

全員にお餅をもらっていただけるようにしたいので、職場ごとに最低1人はお越し下さい



## お願い

50Kgの餅をつきます。せいろ、かまど、餅箱をお持ちの方で、貸して頂ける場合、事業団事務所までご連絡ください。

主催：宇治高齢者事業団 共済会  
共催：(一社)宇治高齢者事業団  
建交労京都支部 宇治分会

事務局からのお知らせ  
ご苦労様でした。

黄前 純一さん(京阪木幡駐輪場)  
2015.11.30 退職

事務局からお知らせ  
宜しく申し上げます。

志賀 正治さん(JR新田駐輪場)  
2015.11.23 就職  
四宮 守さん(駐輪場補助要員)  
2015.12.1 就職

事務局からのお知らせ  
職場異動をお願いしました。

上羽 将巳さん(京阪木幡駐輪場) → 2015.12.1 より異動

事務局からのお知らせ

「一般社団法人 宇治高齢者事業団」 ホームページを開設しました。

ホームページのURLは、<http://www.eonet.ne.jp/~uji-koureisya> です。

ご利用は、インターネット画面の「ファイル」→「開く」→「上記アドレス入力」→「OK」をクリックすればホームページが表示されます。

## 事業団はこんな仕事をお引き受けいたします。

お引き受けいたします仕事は・・・

**\*屋内外の一般作業** 公園・自宅の草刈、剪定、  
トイレの清掃など

**\*技術を必要とするお仕事** 植木手入れ、大工  
仕事、ふすま・障子の張り替え

**\*福祉・サービスのお仕事** 引越など家屋内の  
整理、遺品・廃棄物処理など

**\*管理分野のお仕事** 駐車場、駐輪場、マンシ  
ョン管理など

**\*事務分野のお仕事** 宛名・表札・看板書きなど

**\*その他** 一度ご相談ください。お役にたてるかもしれません。



設立して 37 年、信頼と実績の 「一般社団法人宇治高齢者事業団」 お気軽にお電話ください。

電話 (ファクス) 0774-21-6685

住所 宇治市槇島町外 1-2-1

Eメール uji-koureisya@iris.eonet.ne.jp

<http://www.eonet.ne.jp/~uji-koureisya/>